令和９・10年度一般競争（指名競争）参加資格審査
申　請　書　類　提　出　要　領

１　法務省においては、「法務省大臣官房施設課長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、法務省及び法務省の地方機関が発注する工事について競争参加資格が認められます（個々の発注機関に対して申請する必要はありません。）。

【発注機関】

法務本省、法務局、検察庁、矯正管区、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、出入国在留管理庁、入国者収容所、出入国在留管理局、公安調査庁、公安調査局

注　裁判所は法務省の所管ではありません。

２　定期申請の受付

定期申請は、原則としてインターネットによってのみ受け付けます。

○インターネット受付専用ホームページURL

https://www.pqr.mlit.go.jp/

ただし、共同企業体に関する申請等インターネット受付非対応の申請についてのみ、以下のとおり電子メール、郵送又は持参での申請を受け付けます（詳細は下記を参照）。

(1) インターネット受付非対応の申請の受付期間

令和９年１月４日（月）から令和９年１月２９日（金）まで（提出期限厳守）

※　なお、上記期間経過後に到達した申請は、令和９年２月１日以降、後述する随時申請として受け付けますが、同日以降は多数の申請がされることが見込まれ、その場合には審査完了までに相当の期間を要することとなりますので、御注意願います（資格決定通知書による通知は、同年４月１日以降となります。）。

(2) 申請の方法等

申請書類は、電子データ（PDF）により以下アのアドレスに電子メールにて提出するか、書面を郵送又は持参により以下のイの宛先又はウの場所に提出してください。

ア　電子メールの場合

「skeiri-shikakushinsa@moj.go.jp」

イ　郵送の場合

〒１００－８９７７

東京都千代田区霞が関一丁目１番１号　法務省大臣官房施設課経理係

令和９年１月２９日の消印のあるものまで有効

ウ　持参の場合

法務省大臣官房施設課経理係（中央合同庁舎第６号館Ａ棟１６階）

受付時間：午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

（土日祝日・年末年始を除く。）

(3) 申請書類

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１、様式１－２、様式５及びQRコード）

イ　添付書類

(ｱ) 工事経歴書（様式２）

(ｲ) 営業所一覧表（様式３）

(ｳ) 共同企業体等調書（様式４）（共同企業体で申請される方及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する方のみ）

(ｴ) 経常建設共同企業体協定書（経常建設共同企業体で申請される方のみ）

(ｵ) 総合評定値通知書の写し（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２９第

１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものであって、かつ、令和７年６月１６日以降を審査基準日とするものに限ります（詳細については、作成要領５及び６を参照してください。）。

(ｶ) 納税証明書（証明年月日が申請日から３か月以内のもの。）　※合計２部

注１　納税証明書の様式

原則として、国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号書式その２（必須書類）に加えて、次の様式のうち、いずれか１枚（選択式）を提出してください（写し）。

・国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２
・国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３

注２　納税証明書の対象

・個人の場合　申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
・法人の場合　法人税、消費税及び地方消費税

(ｷ) 委任状（様式６）（行政書士等の代理人により申請する場合）

(ｸ) 返信用封筒　メールアドレスを有していない場合のみ、資格決定通知書を郵送しますので、返信用封筒に切手を添付（定形郵便：長形３号又は定形外郵便：角形４号、日本郵便株式会社が定める送料分を添付）し、送付先を記載の上、持参又は郵送してください。

(4) 提出部数

１部

(5) 提出に当たっての注意事項

ア　申請書類を電子メールにより提出する際は、容量をおおむね８MB 以下とし、これを超える場合はファイルを分割して別メールで送付してください。書面で提出する際は、申請書類をクリップ留めしクリアファイルにはさみ、角形２号封筒に入れ、郵送又は持参してください。

イ　申請書類の作成に当たっては、資格審査の申請をする日の直前（最新）の総合評定値通知書に基づいて記載してください。

ウ　申請書類を郵送又は持参する場合は、QR コード用紙の QR コード部分が折れるなどするとバーコードリーダーによるシステムへの読み込みができなくなることがあります。QR コード用紙の取扱いには十分留意の上、提出してください。

エ　受付証等は発行しておりません。

オ　インターネット受付が対応している申請については、(1)の期間に申請をされたとしても、以下の随時申請による申請とみなします。

(6) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア　資格審査結果は、原則として令和９年４月１日までに資格決定通知書をメールにより送付することで通知します。

イ　資格の有効期間は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までです。

随時申請の受付

定期申請期間経過後の申請は、以下の期間において随時受け付けます。

１　受付期間

令和９年２月１日（月）から令和１１年３月３０日（金）まで

２　申請の方法等

本要領２(2)のとおりです。

３　申請書類、提出部数及び提出に当たっての注意事項

定期申請受付と同様（２(3)、(4)及び(5)参照）

４　資格審査結果の通知及び有効期間

(1) 資格審査結果は、資格決定通知書を原則としてメールにより送付して通知します（同通知は、令和９年４月１日以降となります。）。

(2) 資格の有効期間は、資格決定の日から令和１１年３月３１日までです。

申請に関する問い合わせ先

〒１００－８９７７　東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
法務省大臣官房施設課経理係
℡０３－３５８０－４１１１（内線２２６５）

受付時間：午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで
（土日祝日・年末年始を除く。）